

(保 77)

令和2年5月26日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松本吉郎

データの提出に遅延等が認められた保険医療機関における
データ提出加算の取扱い及び省令、告示等の取扱いについて

A245データ提出加算については、データの提出（データの再照会に係る届出も含む）に遅延等が認められた保険医療機関は、当該月の翌々月において当該加算が算定できないこと等とされているところであります。

今般、令和2年4月にデータ提出に遅延等が認められた医療機関について、別添の通り、厚生労働省保険局医療課長より周知依頼がきておりますので取り急ぎご連絡いたします。

その他、DPC関連の一部改正（省令・告示・通知等）につきましても併せてご連絡申し上げます。

つきましては本件につきご承知置き下さいますようお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・データの提出に遅延等が認められた保険医療機関におけるデータ提出加算の取扱いについて（令 2.5.14 保医発 0514 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長）
- ・データ提出の実績が認められた保険医療機関のデータ提出加算の取扱いについて（令 2.5.18 保医発 0518 号第 1 号 厚生労働省保険局医療課長）
- ・厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示（告示）（厚生労働省告示第 216 号）
- ・「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について（通知）（令 2.5.19 保医発 0519 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長）
- ・「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について」の一部改正について（通知）（令 2.5.19 保医発 0519 第 2 号 厚生労働省保険局医療課長）

保 医 発 0 5 1 4 第 1 号
令 和 2 年 5 月 1 4 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

データの提出に遅延等が認められた保険医療機関におけるデータ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）第1章第2部第2節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245 データ提出加算については、データの提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延等が認められた保険医療機関は、当該月の翌々月において当該加算が算定できないこと等とされているところである。

今般、別添の保険医療機関において、令和2年4月22日に提出すべきデータの提出に遅延等が認められたため、令和2年6月のデータ提出加算を算定することができないことから、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

| 保険医療機関名 | 住所 | | 適用期間 |
|--------------------------|----------|--------------------------|-------------------------|
| 町立西和賀さわうち病院 | 029-5612 | 岩手県和賀郡西和賀町沢内字大野13地割3番地12 | 令和2年6月1日から 令和2年6月30日 |
| 医療法人社団双愛会つくば双愛病院 | 300-1245 | 茨城県つくば市高崎1008 | |
| 比企病院 | 320-0812 | 栃木県宇都宮市一番町2番11号 | |
| 群馬中央医療生活協同組合前橋協立病院 | 371-0811 | 群馬県前橋市朝倉町828番地の1 | |
| 医療法人社団福生会斎藤労災病院 | 260-0005 | 千葉県千葉市中央区道場南1-12-7 | |
| 医療法人社団錦昌会みどりのは葉記念病院 | 266-0026 | 千葉県千葉市緑区古市場町902-4 | |
| 医療法人社団健育会石川島記念病院 | 104-0051 | 東京都中央区佃2-5-2 | |
| 医療法人社団同善会同善病院 | 110-0011 | 東京都台東区三ノ輪2-7-5 | |
| 医療法人財団健和会柳原リハビリテーション病院 | 120-0022 | 東京都足立区柳原1-27-5 | |
| 特定医療法人社団研精会箱根リハビリテーション病院 | 250-0631 | 神奈川県足柄下郡箱根町仙石原1285 | |
| 医療法人社団清恵会田村外科病院 | 212-0005 | 神奈川県川崎市幸区戸手1丁目9番13号 | |
| 医療法人社団葵会新潟聖籠病院 | 957-0124 | 新潟県北蒲原郡聖籠町字大字蓮野5968-2 | |
| 峡南医療センター企業団富士川病院 | 400-0601 | 山梨県南巨摩郡富士川町鯉沢340-1 | |
| 医療法人社団誠広会平野総合病院 | 501-1192 | 岐阜県岐阜市黒野176番地5 | |
| 静岡徳洲会病院 | 421-0193 | 静岡県静岡市駿河区下川原南11番1号 | |
| 医療法人豊岡会浜松とよおか病院 | 433-8103 | 静岡県浜松市北区豊岡町110 | |
| 医療法人慈和会吉田整形外科病院 | 471-0811 | 愛知県豊田市御立町7-100 | |
| 医療法人深谷会富士病院 | 472-0007 | 愛知県知立市牛田町西屋敷137番地 | |
| 医療法人博愛会博愛城北病院 | 535-0004 | 大阪府大阪市旭区生江3丁目11番11号 | |
| 医療法人昌円会高村病院 | 583-0886 | 大阪府羽曳野市恵我之荘3丁目1番3号 | |
| 医療法人純徳会田中病院 | 660-0084 | 兵庫県尼崎市武庫川町2丁目2番地 | |
| 医療法人裕紫会中谷病院 | 640-8303 | 和歌山県和歌山市鳴神123-1 | |
| 医療法人光風会岩国中央病院 | 740-0017 | 山口県岩国市今津町4-15-3 | |
| 医療法人社団向陽会阿知須同仁病院 | 754-1277 | 山口県山口市阿知須4241-4 | |
| 社会医療法人真泉会今治第一病院 | 794-0052 | 愛媛県今治市宮下町1丁目1-21 | |
| 医療法人広仁会広瀬病院 | 796-0088 | 愛媛県八幡浜市1280番地9 | |
| 医療法人財団華林会村上華林堂病院 | 819-8585 | 福岡県福岡市西区戸切2丁目14番45号 | |
| 九州鉄道記念病院 | 800-0031 | 福岡県北九州市門司区高田2丁目1-1 | |
| 医療法人啓仁会橋本病院 | 842-0013 | 佐賀県神埼市神埼町本告牟田2994番地1 | |
| 地方独立行政法人北松中央病院 | 859-6131 | 長崎県佐世保市江迎町赤坂299番地 | |
| 医療法人相愛会桑原記念病院 | 886-0004 | 宮崎県小林市細野167番地 | |
| 医療法人英幸会鹿屋泌尿器科 | 893-0015 | 鹿児島県鹿屋市新川町132番地4 | |
| 沖縄県立北部病院 | 905-8512 | 沖縄県名護市大中二丁目12番3号 | |

保 医 発 0 5 1 8 第 1 号
令 和 2 年 5 月 1 8 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

データ提出の実績が認められた保険医療機関のデータ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）第1章第2部第2節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245データ提出加算については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和2年3月5日保医発0305第2号。以下「施設基準通知」という。）において、当該施設基準に係る届出を行うには、厚生労働省保険局医療課よりデータ提出の実績が認められた保険医療機関として事務連絡（以下「データ提出事務連絡」という。）を受けることが必要となっている。

今般、別添の保険医療機関あてにデータ提出事務連絡を発出したことから、当該保険医療機関は、施設基準通知に定める様式40の7「データ提出加算に係る届出書」を届け出ることによってA245データ提出加算の算定が可能となるため、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知を図られたい。

| 保険医療機関名 | 住所 |
|-------------------|------------------------|
| 医療法人白石中央病院 | 北海道 札幌市白石区平和通3丁目北2番3号 |
| 医療法人社団明日佳白石明日佳病院 | 北海道 札幌市白石区東札幌5条5丁目2番5号 |
| ひがしやま病院 | 岩手県 一関市東山町松川字卯入道121 |
| 医療法人北斗会宇都宮東病院 | 栃木県 宇都宮市平出町368-8 |
| 医療法人相生会わかば病院 | 群馬県 前橋市新前橋町3-3 |
| 武里病院 | 埼玉県 春日部市下大増新田9番地3 |
| 医療法人純心会市川胃腸科外科病院 | 埼玉県 越谷市東越谷7-2-5 |
| 医療法人社団史世会町田胃腸病院 | 東京都 町田市旭町1丁目17番21号 |
| 医療法人大恵会仁恵病院 | 神奈川県 横浜市神奈川区新子安1-22-12 |
| 医療法人社団豊正会大垣中央病院 | 岐阜県 大垣市見取町4丁目2番地 |
| 医療法人桑名病院 | 三重県 桑名市京橋町30番地 |
| 医療法人良善ひかり病院 | 滋賀県 大津市際川3丁目35-1 |
| 医療法人健幸会むかいじま病院 | 京都府 京都市伏見区向島四ツ谷池5番地 |
| 医療法人藤田好生会堺フジタ病院 | 大阪府 堺市中区深井沢町3347 |
| 医療法人社団耕雲堂小林病院 | 島根県 出雲市今市町510番地 |
| 三豊市立永康病院 | 香川県 三豊市詫間町詫間1298番地2 |
| 社会医療法人仁生会三愛病院 | 高知県 高知市一宮西町1丁目7-25 |
| 社会医療法人喜悦会二日市共立病院 | 福岡県 筑紫野市二日市中央二丁目10番1号 |
| 原田病院 | 福岡県 糸島市有田912-4 |
| 医療法人安寿会田中病院 | 佐賀県 佐賀市嘉瀬町扇町2344番地16 |
| 医療法人社団大玄会田上病院 | 熊本県 熊本市中央区南千反畑町10-3 |
| 医療法人社団盛友会小深田消化器病院 | 大分県 大分市賀来南1丁目15-31 |
| 医療法人社団栄正慈英病院 | 宮崎県 宮崎市中西町160番地 |
| 華岡青洲記念病院 | 北海道札幌市豊平区美園3条5丁目3番1号 |

○厚生労働省告示第二百十六号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定め、令和二年五月二十日から適用する。

令和二年五月十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

| 改正後 | | | | | | | 改正前 | | | | | | | | | | |
|------------------|-------|---------------|-------------|------------------|------------------|-----------------|-----|-------|---------------|-------------|------------------|------------------|-----------------|----|---|-----|-----|
| 番号 | 疾患コード | 傷病名 ICDコード | 手術 区分番号等 | 手術・処置等1 区分番号等 | 手術・処置等2 区分番号等 | 定義副傷病名 疾患コード | 番号 | 疾患コード | 傷病名 ICDコード | 手術 区分番号等 | 手術・処置等1 区分番号等 | 手術・処置等2 区分番号等 | 定義副傷病名 疾患コード | | | | |
| (略) | | | | | | | (略) | | | | | | | | | | |
| 1721から 1723まで | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | なし | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | なし | ヌシネルセンナトリウム、オナセムノゲン、アベバルボク、エダラボン、G005、J045なし | (略) | (略) |
| (略) | | | | | | | (略) | | | | | | | | | | |
| 1795から 1801まで | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | なし | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | なし | アフリベルセプト、ラニビズマブ、プロルシズマブ、ペガブタニブナトリウムなし | (略) | (略) |
| (略) | | | | | | | (略) | | | | | | | | | | |
| 1933から 1966まで | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | なし | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | なし | ニボルマブ、ベムプロリズマブ、アテゾリズマブ、デュルバルマブ、ラムシルマブ、ペバシズマブ、ペメトレキセドナトリウム、クリゾチニブ、アレクチニブ塩酸塩、セリチニブ、ロルラチニブ、エヌトレクチニブ、テボチニブ塩酸塩、オシメルチニブメシル酸塩、ゲフィチニブ、アフアチニブマレイン酸塩、エルロチニブ、ダコミチニブ、カルボプラチン+パクリタキセル、化学療法、放射線療法、G005、J045なし | (略) | (略) |
| (略) | | | | | | | (略) | | | | | | | | | | |
| 3096から 3114まで | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | なし | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | なし | ベムプロリズマブ、アテゾリズマブ、トラスツズマブ、エムタンシン、トラスツズマブ、デルクスチカン、ベルツズマブ、ペバシズマブ、パクリタキセル（アルブミン懸濁型）、トラスツズマブ、エリブリンメシル酸塩、ゲムシタピン塩酸塩、シクロホスファミド+塩酸エビルピシン、パクリタキセル、ドセタキセル、化学療法、放射線療法、J038（4に限る。）、G005、J045なし | (略) | (略) |
| (略) | | | | | | | (略) | | | | | | | | | | |
| 1721から 1723まで | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | なし | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | なし | ヌシネルセンナトリウム、エダラボン、G005、J045なし | (略) | (略) |
| (略) | | | | | | | (略) | | | | | | | | | | |
| 1795から 1801まで | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | なし | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | なし | アフリベルセプト、ラニビズマブ、ペガブタニブナトリウムなし | (略) | (略) |
| (略) | | | | | | | (略) | | | | | | | | | | |
| 1933から 1966まで | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | なし | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | なし | ニボルマブ、ベムプロリズマブ、アテゾリズマブ、デュルバルマブ、ラムシルマブ、ペバシズマブ、ペメトレキセドナトリウム、クリゾチニブ、アレクチニブ塩酸塩、セリチニブ、ロルラチニブ、エヌトレクチニブ、オシメルチニブメシル酸塩、ゲフィチニブ、アフアチニブマレイン酸塩、エルロチニブ、ダコミチニブ、カルボプラチン+パクリタキセル、化学療法、放射線療法、G005、J045なし | (略) | (略) |
| (略) | | | | | | | (略) | | | | | | | | | | |
| 3096から 3114まで | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | なし | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | なし | ベムプロリズマブ、アテゾリズマブ、トラスツズマブ、エムタンシン、ベルツズマブ、パクリタキセル（アルブミン懸濁型）、トラスツズマブ、エリブリンメシル酸塩、ゲムシタピン塩酸塩、シクロホスファミド+塩酸エビルピシン、パクリタキセル、ドセタキセル、化学療法、放射線療法、J038（4に限る。）、G005、J045なし | (略) | (略) |
| (略) | | | | | | | (略) | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---|-----|-----|
| (略) | | | | | | | | | | | |
| 3221から 3232まで | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | なし | ニボルマブ、ベムブ ロリズマブ、イビリ ムマブ、1L-2、 テムシロリムス、パ ソパニブ塩酸塩、ス ニチニブリンゴ酸、 エベロリムス、カボ ザンチニブリンゴ酸 塩、アキシチニブ、 ソラフェニブシル 酸塩、化学療法、放 射線療法、インター フェロン、G005、 J045なし | (略) | (略) |
| | | | | | | | | (略) | (略) | | |
| | | | | | | | | 2あり | パソパニブ塩酸塩、 スニチニブリンゴ 酸、エベロリムス、 カボザンチニブリン ゴ酸塩、アキシチニ ブ、ソラフェニブト シル酸塩 | | |
| | | | | | | | | (略) | (略) | | |

| | | | | | | | | | | | |
|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---|-----|-----|
| (略) | | | | | | | | | | | |
| 3537から 3562まで | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | なし | イブリツモマブチウ キセタン塩化イット リウム、イブリツモ マブチウキセタン塩 化インジウム、オビ ヌツズマブ、ブレン ツキシマブ、ベドチ ン、モガムリズマ ブ、フロロデシン塩 酸塩、プララトレキ サート、ロミデブシ ン、ベンダムスチン 塩酸塩、ボルテゾミ ブ、アテムツズマ ブ、イフルチニブ、 ベネトクラクス、オ ファツムマブ、チラ フルチニブ塩酸塩、 リツキシマブ+フィル グラスチム、リツキ シマブ+レノグラスチ ム、リツキシマブ、 化学療法、放射線療 法、J038 (4に限 る。)、G005、J045 なし | (略) | (略) |
| | | | | | | | | (略) | (略) | | |
| | | | | | | | | 6あり | ベンダムスチン塩酸 塩、ボルテゾミブ、 アテムツズマブ、イ フルチニブ、ベネト クラクス、オファツ ムマブ、チラフルチ ニブ塩酸塩 | | |
| | | | | | | | | (略) | (略) | | |

(略)

| | | | | | | | | | | | |
|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--|-----|-----|
| (略) | | | | | | | | | | | |
| 3221から 3232まで | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | なし | ニボルマブ、ベムブ ロリズマブ、イビリ ムマブ、1L-2、 テムシロリムス、パ ソパニブ塩酸塩、ス ニチニブリンゴ酸、 エベロリムス、アキ シチニブ、ソラフェ ニブシル酸塩、化 学療法、放射線療 法、インターフェロ ン、G005、J045なし | (略) | (略) |
| | | | | | | | | (略) | (略) | | |
| | | | | | | | | 2あり | パソパニブ塩酸塩、 スニチニブリンゴ 酸、エベロリムス、 アキシチニブ、ソラ フェニブトシル酸塩 | | |
| | | | | | | | | (略) | (略) | | |

| | | | | | | | | | | | |
|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--|-----|-----|
| (略) | | | | | | | | | | | |
| 3537から 3562まで | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | なし | イブリツモマブチウ キセタン塩化イット リウム、イブリツモ マブチウキセタン塩 化インジウム、オビ ヌツズマブ、ブレン ツキシマブ、ベドチ ン、モガムリズマ ブ、フロロデシン塩 酸塩、プララトレキ サート、ロミデブシ ン、ベンダムスチン 塩酸塩、ボルテゾミ ブ、アテムツズマ ブ、イフルチニブ、 ベネトクラクス、オ ファツムマブ、リツ キシマブ+フィルグラ スチム、リツキシマ ブ+レノグラスチム、 リツキシマブ、化学 療法、放射線療法、 J038 (4に限る。)、 G005、J045なし | (略) | (略) |
| | | | | | | | | (略) | (略) | | |
| | | | | | | | | 6あり | ベンダムスチン塩酸 塩、ボルテゾミブ、 アテムツズマブ、イ フルチニブ、ベネト クラクス、オファツ ムマブ | | |
| | | | | | | | | (略) | (略) | | |

(略)

（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正）

第二条 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第四百十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

別表

| | 薬剤 | 番号 |
|-----|--|---|
| (略) | | |
| 46 | ウステキヌマブ（遺伝子組換え）（点滴静注用に限る。）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和2年3月25日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 2715から2717まで、 2720、2721及び2724から2726まで |
| | ウステキヌマブ（遺伝子組換え）（皮下注用に限る。）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和2年3月25日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 2715から2717まで、 2719から2722まで及び 2724から2727まで |
| 47 | デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和2年3月25日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 1892 |
| 48 | アフリベルセプト（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和2年3月25日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 1807から1811まで |

改正前

別表

| | 薬剤 | 番号 |
|------|------|------|
| (略) | | |
| (新設) | (新設) | (新設) |
| (新設) | (新設) | (新設) |
| (新設) | (新設) | (新設) |

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示」（令和2年厚生労働省告示第216号）が令和2年5月19日に告示され、同年5月20日付けで適用されることに伴い、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月23日付け保医発0323第2号。以下「留意事項通知」という。）を下記のとおり改正するとともに、改正の概要を示すので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 改正内容について

留意事項通知の診断群分類定義表中、「010155 運動ニューロン疾患等」、「020200 黄斑、後極変性」、「040040 肺の悪性腫瘍」、「090010 乳房の悪性腫瘍」、「11001x 腎腫瘍」及び「130030 非ホジキンリンパ腫」を別紙のとおり改める。

2. 改正の概要について

「010155 運動ニューロン疾患等」のうち手術・処置等2の3に「オナセムノゲン アベパールボク」を、「020200 黄斑、後極変性」のうち手術・処置等2の2に「プロルシズマブ」を、「040040 肺の悪性腫瘍」のうち手術・処置等2の6に「テポチニブ塩酸塩」を、「090010 乳房の悪性腫瘍」のうち手術・処置等2の9に「トラスツズマブ デルクステカン」を、「11001x 腎腫瘍」のうち手術・処置等2の2に「カボザンチニブリノゴ酸塩」を、「130030 非ホジキンリンパ腫」のうち手術・処置等2の6に「チラブルチニブ塩酸塩」を追加する。

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について」の一部改正について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示」（令和2年厚生労働省告示第216号）が令和2年5月19日に告示され、同年5月20日付けで適用されることに伴い、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について」の一部改正について」（令和2年4月21日付け保医発0421第2号。以下「高額薬剤通知」という。）の別表を別添のとおり改正する。改正の概要については下記のとおりであるので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

高額薬剤通知の別表に「ウステキヌマブ（遺伝子組換え）」、「デュピルマブ（遺伝子組換え）」、「アフリベルセプト（遺伝子組換え）」、「ジルコニウムシクロケイ酸ナトリウム水和物」、「カボザンチニブリンゴ酸塩」、「テボチニブ塩酸塩水和物」、「ビルトラルセン」、「イリノテカン塩酸塩水和物」、「ボロファラン（¹⁰B）」及び「ボニコグ アルファ（遺伝子組換え）」を追加する。

別表

| 告示番号 | 薬剤名 | 銘柄(参考) | 適応症 | 診断群分類番号 | | 備考 |
|------|--|--|---|-------------------|--|--|
| | | | | ICD-10(参考) | | |
| 1 | ヒト(自己)骨髄由来間葉系幹細胞 | ステミラック注 | 脊髄損傷に伴う神経症状及び機能障害の改善。ただし、外傷性脊髄損傷で、ASIA機能障害尺度がA、B又はCの患者に限る。 | T06\$, T093, T913 | 160990 多部位外傷 160990xx99x0xx 160990xx97x0xx 160990xx97x1xx 161040 損傷の続発性、後遺症 161040xxxxxxx 161060 詳細不明の損傷等 161060xx99x0xx 161060xx99x1xx 161060xx97x0xx 161060xx97x1xx | |
| 2 | 乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン | ラビビュール筋注用 | 狂犬病の予防及び発病阻止 | T141 | 161060 詳細不明の損傷等 161060xx99x0xx 161060xx97x0xx | |
| 3 | フルチカゾンフランカルボン酸エステル/メクリジニウム臭化物/ピランテロールトリフェニル酢酸塩 | テルリジー100エリブタ14吸入用 テルリジー100エリブタ30吸入用 | 慢性閉塞性肺疾患(慢性気管支炎・肺気腫)の諸症状の緩解(吸入ステロイド剤、長時間作用性吸入抗コリン剤及び長時間作用性吸入β2刺激剤の併用が必要な場合) | J410, J411等 | 040090 急性気管支炎、急性細気管支炎、下気道感染症(その他) 040090xxxxxx0x 040090xxxxxx1x 040120 慢性閉塞性肺疾患 040120xx99000x 040120xx99001x 040120xx98010x 040120xx98011x 040120xx9910xx 040120xx97x0xx 040120xx97x1xx 040120xx01x0xx | |
| 4 | チサゲンレクルーセル | キムリア点滴静注 | 1. 再発又は難治性のCD19陽性のB細胞性急性リンパ芽球性白血病 2. 再発又は難治性のCD19陽性のびまん性大細胞型B細胞リンパ腫 | C910, C833 | 130010 急性白血病 130010xx99x2xx 130010xx99x3xx 130010xx99x4xx 130010xx99x5xx 130010xx99x6xx 130010xx99x7xx 130010xx99x8xx 130010xx99x9xx 130010xx97x2xx 130010xx97x3xx 130010xx97x4xx 130010xx97x5xx 130010xx97x6xx 130010xx97x7xx 130010xx97x8xx 130010xx97x9xx 130030 非ホジキンリンパ腫 130030xx99x2xx 130030xx99x3xx 130030xx99x4xx 130030xx99x5xx 130030xx99x6xx 130030xx99x7xx 130030xx99x8xx 130030xx99x9xx 130030xx99xAxx 130030xx97x2xx 130030xx97x3xx 130030xx97x40x 130030xx97x41x 130030xx97x50x 130030xx97x51x 130030xx97x60x 130030xx97x61x 130030xx97x70x 130030xx97x71x 130030xx97x8xx 130030xx97x9xx | |
| 5 | ベベルミノゲン ベルプラスミド | コラテジェン筋注用4mg | 標準的な薬物治療の効果が不十分で血行再建術の施行が困難な慢性動脈閉塞症(閉塞性動脈硬化症及びパーチェー病)における潰瘍の改善 | I700, I702等 | 050170 閉塞性動脈疾患 050170xx99000x 050170xx99001x 050170xx9901xx 050170xx99100x 050170xx99101x 050170xx97000x 050170xx97001x 050170xx97010x 050170xx97011x 050170xx9720xx 050170xx9721xx 050170xx03000x 050170xx03001x 050170xx03010x 050170xx03011x 050170xx0320xx 050170xx0321xx 050170xx02000x 050170xx02001x 050170xx02010x 050170xx02011x 050170xx0220xx 050170xx0221xx 050170xx01xxxx | |
| 6 | ベドリスマブ(遺伝子組換え) | エンタイビオ点滴静注用300mg | 中等症から重症の活動期クローン病の治療及び維持療法(既存治療で効果不十分な場合に限る) | K500, K501等 | 060180 クローン病等 060180xx99x2xx 060180xx97x2xx | |
| 7 | リラグルテド(遺伝子組換え) | ビクトーザ皮下注18mg | 2型糖尿病 | E112, E115等 | 10007x 2型糖尿病(糖尿病性ケトアシトシスを除く。) 10007xxxxxx0xx | |
| 8 | ボマリドミド | ボマリドカプセル1mg ボマリドカプセル2mg ボマリドカプセル3mg ボマリドカプセル4mg | 再発又は難治性の多発性骨髄腫 | C900 | 130040 多発性骨髄腫、免疫系悪性新生物 130040xx99x5xx 130040xx97x5xx | 当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(令和元年5月22日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。 |
| 9 | ロミプロステム(遺伝子組換え) | ロミプレート皮下注250μg調製用 | 既存治療で効果不十分な再生不良性貧血 | D610, D611等 | 130080 再生不良性貧血 130080xx99xxxx 130080xx97x00x 130080xx97x01x 130080xx97x1xx | |
| 10 | ラムシルマブ(遺伝子組換え) | サイラムザ点滴静注液100mg サイラムザ点滴静注液500mg | がん化学療法後に増悪した血清AFP値が400ng/mL以上の切除不能な肝細胞癌 | G220 | 060050 肝・肝内胆管の悪性腫瘍(結核性を含む。) 060050xx9903xx 060050xx99040x 060050xx99041x 060050xx97x3xx 060050xx97x4xx | |
| 11 | オラパリブ | リムバーザ錠100mg リムバーザ錠150mg | BRCA遺伝子変異陽性の卵巣癌における初回化学療法後の維持療法 | C56, C796 | 120010 卵巣・子宮附属器の悪性腫瘍 120010xx99x40x 120010xx99x41x 120010xx97x40x 120010xx97x41x 120010xx01x4xx | 当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(令和元年6月18日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。 |

| 告示 番号 | 薬 剤 名 | 適 応 症 | | 診断群分類番号 | 備考 |
|----------|---|--------------------------------------|--|------------|--|
| | | 銘 柄 (参考) | ICD-10 (参考) | | |
| 12 | ネシツマブ (遺伝子 組換え) | ポートラーザ点滴静注液800mg | 切除不能な進行・再発の扁平 上皮非小細胞肺癌 | G340、C341等 | 040040 肺の悪性腫瘍 040040xx9903xx 040040xx99040x 040040xx99041x 040040xx9905xx 040040xx99050x 040040xx99061x 040040xx99070x 040040xx99071x 040040xx9913xx 040040xx9914xx 040040xx99150x 040040xx99151x 040040xx9916xx 040040xx9917xx 040040xx97x3xx 040040xx97x4xx 040040xx97x5xx 040040xx97x6xx 040040xx97x7xx 040040xx97x8xx |
| 13 | ブデソニド/グリコピ ロニウム臭化物/ホル モテロール fumarate 水和物 | ビレーズトリエアロソフィア56吸入 | 慢性閉塞性肺疾患 (慢性気管 支炎、肺炎腫) の諸症状の緩 解 (吸入ステロイド剤、長時 間作用性吸入抗コリン剤及び 長時間作用性吸入β2刺激剤の 併用が必要な場合) | J410、J411等 | 040090 急性気管支炎、急性細気管支 炎、下気道感染症 (その他) 040090xxxxxx0x 040090xxxxxx1x 040120 慢性閉塞性肺疾患 040120xx99000x 040120xx99001x 040120xx99010x 040120xx99011x 040120xx9910xx 040120xx97x0xx 040120xx97x1xx 040120xx01x0xx 040310 その他の呼吸器の障害 040310xxxxxx |
| 14 | ラブリズマブ (遺伝子 組換え) | ユルトミス点滴静注300mg | 発作性夜間ヘモグロビン尿症 | D595 | 130090 貧血 (その他) 130090xx97x2xx |
| 15 | デフィプロドナトリ ウム | デファイテリオ静注200mg | 肝類洞閉塞症候群 (肝中心静 脈閉塞症) | K768 | 060320 肝囊腫 060320xx99xxxx 060320xx97xxxx |
| 16 | エヌトレクテニブ | ロズリートレクカプセル100mg ロズリートレクカプセル200mg | NTRK融合遺伝子陽性の進行・ 再発の固形癌 | C029、C099等 | 010010 脳腫瘍 010010xx9904xx 010010xx9906xx 02001x 角膜・眼及び付属器の悪性腫瘍 02001xx99x1xx 03001x 頭頸部悪性腫瘍 03001xx99x30x 03001xx99x31x 03001xx99x40x 03001xx99x41x 040010 縦隔悪性腫瘍、縦隔・胸膜の悪 性腫瘍 040010xx99x2xx 040010xx99x30x 040010xx99x31x 040040 肺の悪性腫瘍 040040xx99060x 040040xx99061x 040040xx9916xx 040050 胸壁腫瘍、胸膜腫瘍 040050xx99x2xx 040050xx99x3xx 050010 心臓の悪性腫瘍 050010xxxxxx 060010 食道の悪性腫瘍 (頸部を含 む) 060010xx99x30x 060010xx99x31x 060010xx99x40x 060010xx99x41x 060020 胃の悪性腫瘍 060020xx99x2xx 060020xx99x3xx 060030 小腸の悪性腫瘍、腹膜の悪性腫 瘍 060030xx99x2xx 060030xx99x31x 060035 結腸 (虫垂を含む。) の悪性腫 瘍 060035xx99x2xx 060035xx99x3xx 060040 直腸肛門 (直腸S状部から肛 門) の悪性腫瘍 060040xx99x2xx 060040xx99x30x 060040xx99x31x 060050 肝・肝内胆管の悪性腫瘍 (続発 性を含む) 060050xx9903xx 060050xx99040x 060050xx99041x 060060 胆嚢、肝外胆管の悪性腫瘍 060060xx99030x 060060xx99031x 06007x 膵臓、膵臓の腫瘍 06007xx9903xx 06007xx9904xx 06007xx9914xx |

| 告示番号 | 薬剤名 | 適応症 | | 診断群分類番号 | 備考 |
|------|------------------|--|-------------------------------|--|---|
| | | 銘柄(参考) | ICD-10(参考) | | |
| | | | | 070030 脊椎・脊髄腫瘍 070030xx9901xx 070040 骨の悪性腫瘍(脊椎を除く。) 070040xx99x2xx 070040xx99x4xx 070041 軟部の悪性腫瘍(脊椎を除く。) 070041xx99x2xx 070041xx99x3xx 080006 皮膚の悪性腫瘍(黒色腫以外) 080006xx99x2xx 080006xx99x3xx 090010 乳房の悪性腫瘍 090010xx99x2xx 090010xx99x30x 090010xx99x31x 100020 甲状腺の悪性腫瘍 100020xx99x1xx 100030 内分泌腺及び関連組織の腫瘍 100030xx99x1xx 11001x 腎腫瘍 11001xxx99x10x 11001xxx99x11x 11002x 性器の悪性腫瘍 11002xxx99x1xx 110070 膀胱腫瘍 110070xx99x20x 110070xx99x21x 110080 前立腺の悪性腫瘍 110080xx9903xx 110100 精巣腫瘍 110100xx99x10x 110100xx99x11x 120010 卵巣・子宮附属器の悪性腫瘍 120010xx99x40x 120010xx99x41x 12002x 子宮頸・体部の悪性腫瘍 12002xxx99x40x 12002xxx99x41x 130010 急性白血病 130010xx99x2xx 130030 非ホジキンリンパ腫 130030xx99x2xx 130030xx99x3xx | |
| | | | ROS1融合遺伝子陽性の切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌 | C340、C341等 040040 肺の悪性腫瘍 040040xx99060x 040040xx99061x 040040xx9916xx 040040xx97x6xx | 当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(令和2年2月21日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。 |
| 17 | トリフルリジン/チピランル塩酸塩 | ロンサーフ配合錠T15 ロンサーフ配合錠T20 | がん化学療法後に増悪した治療切除不能な進行・再発の胃癌 | C169 060020 胃の悪性腫瘍 060020xx99x2xx 060020xx99x3xx 060020xx97x2xx 060020xx97x3xx | |
| 18 | エベロリムス | アフィニートル錠2.5mg アフィニートル錠5mg アフィニートル分散錠2mg アフィニートル分散錠3mg | 結節性硬化症 | Q851 080180 母斑、母斑症 080180xx99xxxx 080180xx970xxx 080180xx971xxx | |
| 19 | ダラツマブ(遺伝子組換え) | ダラザレックス点滴静注100mg ダラザレックス点滴静注400mg | 多発性骨髄腫 | C900 130040 多発性骨髄腫、免疫系悪性新生物 130040xx97x6xx | 当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(令和元年8月22日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたもの、及び令和元年12月20日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。 |
| 20 | ボルテゾミブ | ベルケイド注射用3mg | 多発性骨髄腫 | C900 130040 多発性骨髄腫、免疫系悪性新生物 130040xx97x6xx | 当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(令和元年8月22日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。 |
| 21 | セツキシマブ(遺伝子組換え) | アービタックス注射液100mg | RAS遺伝子野生型の治療切除不能な進行・再発の結腸・直腸癌 | C182、C184等 060035 結腸(虫垂を含む。)の悪性腫瘍 060035xx97x70x 060040 直腸肛門(直腸S状部から肛門)の悪性腫瘍 060040xx9707xx 060040xx9717xx | 当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(令和元年9月20日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。 |
| 22 | パクリタキセル | アブラキササン点滴静注用100mg | 乳癌 | C50\$ 090010 乳房の悪性腫瘍 090010xx99x6xx | 当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(令和元年9月20日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。 |
| 23 | トラフェルミン(遺伝子組換え) | リティンバ耳科用250µgセット | 鼓膜穿孔 | H661、H662等 030440 慢性化膿性中耳炎・中耳真珠腫 030440xx99xxxx 030440xx97xxxx 030440xx02xxxx 030440xx01xxxx 030460 中耳・乳様突起の腫瘍 030460xx99xxxx 030460xx97xxxx 030460xx01xxxx 160440 外耳・中耳損傷(異物を含む。) 160440xxxxxxx | |

| 告示 番号 | 薬 剤 名 | 適 応 症 | | 診断群分類番号 | 備考 | |
|----------|----------------------|--|--|--------------|---|--|
| | | 銘 柄 (参考) | ICD-10 (参考) | | | |
| 24 | ホルチオキセチン臭化水素酸塩 | トリンテリックス錠10 mg トリンテリックス錠20 mg | うつ病・うつ状態 | F32\$ | 170040 気分「感情」障害 170040xxxxxxx | |
| 25 | イバプラジン塩酸塩 | コラン錠2.5 mg コラン錠5 mg コラン錠7.5 mg | 洞調律かつ投与開始時の安静時心拍数が75回/分以上の慢性心不全 ただし、β遮断薬を含む慢性心不全の標準的な治療を受けている患者に限る | I50\$ | 050130 心不全 050130xx97020x 050130xx97021x | |
| 26 | ブロスマブ (遺伝子組換え) | クリスベータ皮下注10mg クリスベータ皮下注20mg クリスベータ皮下注30mg | FGF23関連低リン血症性くる病・骨軟化症 | M8389、M8399 | 071030 その他の筋骨格系・結合組織の疾患 071030xx99xx0x 071030xx99xx1x 071030xx97xxxx | |
| 27 | アテゾリズマブ (遺伝子組換え) | テセントロク点滴静注840mg | PD-L1陽性のホルモン受容体陰性かつHER2陰性の手術不能又は再発乳癌 | C50\$ | 090010 乳房の悪性腫瘍 090010xx99x6xx | |
| 28 | イクセキズマブ (遺伝子組換え) | トルツ皮下注80mgシリンジ トルツ皮下注80mgオートインジェクター | 既存治療で効果不十分な強直性脊椎炎 | M081\$、M45\$ | 070480 脊椎関節炎 070480xxxx0xx | |
| 29 | エクリズマブ (遺伝子組換え) | ソリリス点滴静注300mg | 視神経脊髄炎スペクトラム障害 (視神経脊髄炎を含む) の再発予防 | G360 | 010090 多発性硬化症 010090xxxx0xx 010090xxxx2xx 010090xxxx3xx 010090xxxx4xx | |
| 30 | エロツズマブ (遺伝子組換え) | エムブリシチ点滴静注用300mg エムブリシチ点滴静注用400mg | 再発又は難治性の多発性骨髄腫 | C900 | 130040 多発性骨髄腫、免疫系悪性新生物 130040xx99x6xx 130040xx97x6xx | 当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量 (令和元年11月22日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。 |
| 31 | オマリズマブ (遺伝子組換え) | ゾレア皮下注用75mg ゾレア皮下注用150mg ゾレア皮下注75mgシリンジ ゾレア皮下注150mgシリンジ | 季節性アレルギー性鼻炎 (既存治療で効果不十分な重症又は最重症患者に限る) | J302 | 030340 血管運動性鼻炎、アレルギー性鼻炎<鼻アレルギー> 030340xxxxxxx | |
| 32 | セルトリスマブ ベゴル (遺伝子組換え) | シムジア皮下注200mgシリンジ シムジア皮下注200mgオートクリック | 既存治療で効果不十分な尋常性乾癬、関節症性乾癬、膿疱性乾癬及び乾癬性紅皮症 | L400、L401等 | 080140 炎症性角化症 080140xxxx0xx | |
| 33 | アベルマブ (遺伝子組換え) | パベンチオ点滴静注200mg | 根治切除不能又は転移性の腎細胞癌 | C64、C790 | 11001x 腎腫瘍 11001xxx99x20x 11001xxx99x21x 11001xxx97x2xx | |
| 34 | A型ボツリヌス毒素 | ボトックス注用50単位 ボトックス注用100単位 | 既存治療で効果不十分又は既存治療が適さない過活動膀胱における尿意切迫感、頻尿及び切迫性尿失禁、既存治療で効果不十分又は既存治療が適さない神経因性膀胱による尿失禁 | N310、N311等 | 11013x 下部尿路疾患 11013xxx99xxxx 11013xxx97xxxx 11013xxx04xxxx 11013xxx03xxxx 11013xxx02xxxx 11013xxx01xxxx 110320 腎、泌尿器の疾患 (その他) 110320xx99xxxx 110320xx97xx0x 110320xx02xxxx 110320xx01xx0x 110320xx01xx1x | |

| 告示 番号 | 薬 剤 名 | 適 応 症 | | 診断群分類番号 | 備考 |
|----------|----------------------|---|---|---|----|
| | | 銘 柄 (参考) | ICD-10 (参考) | | |
| 45 | ニボルマブ (遺伝子組換え) | オブジーボ点滴静注20mg オブジーボ点滴静注100mg オブジーボ点滴静注240mg | ①がん化学療法後に増悪した 治癒切除不能な進行・再発の 高頻度マイクロサテライト不 安定性 (MSI-High) を有する 結腸・直腸癌 ②がん化学療法後に増悪した 根治切除不能な進行・再発の 食道癌 | C150、C151等 060035 結腸 (虫垂を含む。) の悪性腫 瘍 060035xx99x2xx 060035xx99x3xx 060035xx97x2xx 060035xx97x30x 060035xx97x31x | |
| 46 | ウステキヌマブ (遺伝子組換え) | ステララ点滴静注130mg | 中等症から重症の潰瘍性大腸 炎の寛解導入療法 (既存治療 で効果不十分な場合に限り) | K51\$ 060185 潰瘍性大腸炎 060185xx99x0xx 060185xx99x1xx 060185xx99x2xx 060185xx97x0xx 060185xx97x1xx 060185xx0100xx 060185xx0101xx 060185xx0110xx | |
| | | ステララ皮下注45mgシリンジ | 中等症から重症の潰瘍性大腸 炎の維持療法 (既存治療で効 果不十分な場合に限り) | K51\$ 060185 潰瘍性大腸炎 060185xx99x0xx 060185xx99x1xx 060185xx99x2xx 060185xx99x4xx 060185xx97x0xx 060185xx97x1xx 060185xx97x4xx 060185xx0100xx 060185xx0101xx 060185xx0110xx 060185xx0111xx | |
| 47 | デュピルマブ (遺伝子組換え) | デュピセント皮下注300mgシリンジ | 鼻茸を伴う慢性副鼻腔炎 (既 存治療で効果不十分な患者に 限り) | J32\$ 030350 慢性副鼻腔炎 030350xxxxxxx | |
| 48 | アフリベルセプト (遺伝子組換え) | アイリーア硝子体内注射液40mg/mL | 血管新生緑内障 | H405 020220 緑内障 020220xx99xxxx 020220xx97xxx0 020220xx97xxx1 020220xx01xxx0 020220xx01xxx1 | |
| 49 | ジルコニウムシクロケイ酸ナトリウム水和物 | ロケルマ懸濁用散分5g ロケルマ懸濁用散分10g | 高カリウム血症 | E875 100393 その他の体液・電解質・酸塩基 平衡障害 100393xx99xxxx | |
| 50 | カボザンテニプリンゴ酸塩 | カボメティクス錠20mg カボメティクス錠60mg | 根治切除不能又は転移性の腎 細胞癌 | C64、C790 11001x 腎腫瘍 11001xxx99x20x 11001xxx99x21x 11001xxx97x2xx | |
| 51 | テボチニブ塩酸塩水和物 | テブミトコ錠250mg | MET遺伝子エクソン14スキッ ピング変異陽性の切除不能な進 行・再発の非小細胞肺癌 | C340、C341等 040040 肺の悪性腫瘍 040040xx99060x 040040xx99061x 040040xx9916xx 040040xx97x6xx | |
| 52 | ビルトラルセン | ビルテブソ点滴静注250mg | エクソン53スキッピングによ り治療可能なジストロフィン 遺伝子の欠失が確認されてい るデュシェンヌ型筋ジストロ フィー | G710 010140 筋疾患 (その他) 010140xxxxx0xx | |
| 53 | イリノテカン塩酸塩水和物 | オニバイド点滴静注43mg | がん化学療法後に増悪した治 癒切除不能な肺癌 | C25\$ 06007x 膀胱・膵臓の腫瘍 06007xxx9903xx 06007xxx9904xx 06007xxx9914xx 06007xxx97x3xx 06007xxx97x4xx | |
| 54 | ボロファラン (10B) | ステボロン点滴静注バッグ9000mg /300mL | 切除不能な局所進行又は局所 再発の頭頸部癌 | C00\$, C01等 03001x 頭頸部悪性腫瘍 03001xxx99x30x 03001xxx99x31x 03001xxx99x5xx 03001xxx99x60x 03001xxx99x61x 03001xxx97x3xx 03001xxx97x5xx 03001xxx97x6xx 03001xxx0103xx 03001xxx0113xx | |
| 55 | ボニコグ アルファ (遺伝子組換え) | ボンペンディ静注用1300 | von Willebrand病患者におけ る出血傾向の抑制 | D680、D684 130130 凝固異常 (その他) 130130xxxxx0xx 130130xxxxx1xx | |